

2024年1月9日

臨床法学教育学会 正会員各位

臨床法学教育学会理事選挙管理委員会  
委員長 椛嶋裕之

### 臨床法学教育学会理事選挙の通知

臨床法学教育学会は、「理事選挙規程」（2008年11月9日制定）に従い、第六期理事選挙（任期：2024年4月1日より2027年3月31日）を実施します。正会員各位は下記の要領により、学会支援機構の電子投票システムから投票していただきますようお願い申し上げます。

1 下記 URL にアクセスして、投票してください。

詳細は、アクセス後に参照可能となる別ファイル「投票機能説明」をご覧ください。

<https://asas-sys.jp/member/login/4b9f741970bd22e7bf559882f95575001486920a>



アクセスには、会員番号及びパスワードが必要です。

会員番号等がご不明な場合には、学会支援機構にEメールでお問い合わせください。

お問い合わせ先：学会支援機構（臨床法学教育学会 会員管理取扱）

E-mail：gakkai708@asas-mail.jp

### 2 投票期間

投票開始：2024年1月15日

**投票締切：2024年2月9日**

なお、会則第12条第7項により、理事の被選挙資格は任期開始の4月1日時点で、満70歳未満の正会員となっております。正会員の生年月日の確認につきましては、学会支援機構が管理する会員データに基づきチェックし、事務局でも確認をいたしました。本選挙システムには、この手続により年齢要件を充足していると確認した正会員を、被選挙資格ある者として掲載しております。ただし、本学会は未だ会員の生年月日データを完備するに至っておりませんので、選挙管理委員会による投票結果の確認手続において、理事年齢要件を満たさない正会員

が得票上位15名に含まれていることが判明しましたときには、次点得票者を理事当選者とい  
たします。

また、会則第12条8項により、2期連続で理事を務められた正会員は、お申出により、理  
事の被選挙権を辞退できる規定になっておりますため、理事長あてに辞退があった正会員のお  
名前も名簿に登載されておられません。

#### 【参考】

臨床法学教育学会会則

第12条 8項 理事を連続して2期務めた者は、その直後の期の理事選挙において被選挙権を辞退する  
ことができる。

臨床法学教育学会理事選挙規程

(理事選挙規程の根拠)

第1条 臨床法学教育学会会則(以下、「本学会会則」という。)第12条第10項に基づき本学会の理事  
選挙規程を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、本学会会則第18条により設置される。

(理事の数)

第3条 本学会会則第12条第3項により理事定員20名のうち、15名の理事を正会員による投票によ  
って選出する。

2 本学会会則第12条第4項により理事定員20名のうち、5名は正会員の中から前項の規定によって  
選出された理事の推薦に基づき理事長が任命し、総会がこれを承認する。

3 前項による総会の承認を得られなかった場合、前項の理事はその地位を失う。

(被選挙人)

第4条 理事の被選挙資格は、本学会会則第12条第7項により、理事任期開始時において満70歳未満  
の正会員とする。

(選挙方法)

第5条 理事選挙は、15名連記の無記名投票によって行う。

2 得票数が同数のときは、選挙管理委員会が抽選によって当選人を決定する。

(理事欠員の補充)

第6条 選挙により選出された理事に欠員が生じたときは、選挙実施後2年以内に限り、次点者の繰り上  
げ当選により補充する。

附則

第1条 本規程は、2008年11月10日から施行する。

2023年12月6日改正